

総務文教常任委員会資料

令和2年12月3日

市民協働部 生活環境課

目 次

第2次加東市環境基本計画について

1. 第2次加東市環境基本計画の策定に係るこれまでの経過について （資料1）
2. 第2次加東市環境基本計画素案 各章の記載内容について （資料2）
3. 第2次加東市環境基本計画素案 （資料3）

第 2 次加東市環境基本計画の策定に係るこれまでの経過について

令和元年度

会議等名称	実施内容
第 1 回加東市環境審議会 (R1.10.8 開催)	計画策定の概要、策定スケジュールの説明を行いました。
第 1 回加東市環境市民会議 (R1.12.26 開催)	計画の基本的な考え方や国、県の環境に関する動向についての説明、市民等アンケート項目の検討を行いました。
市民等アンケート (R2.1.21～R2.2.4 実施)	市民、小中学生、事業者を対象にアンケート調査を実施し、加東市の環境の現状と課題を把握しました。
第 2 回加東市環境市民会議 (R2.2.13 開催)	市民等アンケート結果（速報）の報告を行い、市の環境課題等についてワークショップを行いました。
第 3 回加東市環境市民会議 (R2.2.25 開催)	「市民・事業者の目指す加東市のすがた」についてワークショップを行いました。
第 5 回加東市環境審議会 (R2.3.6 書面実施)	第 2 次計画策定の進捗状況、市民等アンケート結果の報告を行い、骨子案作成にあたっての意見を書面で求めました。

令和 2 年度

会議等名称	実施内容
第 1 回策定委員会 (R2.4.20 書面実施)	策定委員（部長級）に計画骨子案の提示を行い、意見、提案を求めました。
各課ヒアリング (R2.5.20～R2.6.2 実施)	市全課を対象に、各課が実施している環境施策や今後の方向性についてのヒアリングを行いました。
第 1 回加東市環境審議会 (R2.6.25 開催)	計画策定状況の説明、計画骨子案についての審議を行いました。
第 4 回加東市環境市民会議 (R2.7.7 開催)	計画策定状況、計画骨子案の説明、市民・事業者の重点取組についてのワークショップを行いました。
第 5 回加東市環境市民会議 (R2.8.25 開催)	市民・事業者の重点取組についてのワークショップを行いました。
第 6 回加東市環境市民会議 (R2.10.6 開催)	市民・事業者の重点取組、加東市の環境の将来像についての議事を行いました。
第 7 回加東市環境市民会議 (R2.10.26 開催)	市民・事業者の重点取組、加東市の環境の将来像、計画の推進体制についての議事を行いました。
第 1 回検討委員会 (R2.11.10 書面実施)	計画素案の各課施策について検討委員（課長級）に記載内容の確認、意見、提案を求めました。
第 2 回策定委員会 (R2.11.20 開催)	策定委員（部長級）に計画素案の説明を行い、記載内容の確認、意見、提案を求めました。

第2次加東市環境基本計画素案 各章の記載内容について

第1章 加東市環境基本計画の基本的な考え方 (p1～)

計画策定の背景や位置づけ、対象範囲などについて説明しています。

また、市民・事業者・市の3主体のパートナーシップにより環境施策を推進するという本計画の基本的な考え方について説明しています。(p5)

第2章 加東市の環境を取り巻く現状 (p6～)

加東市の現状や課題について、分野ごとにデータとともに提示しています。

環境市民会議で話し合われた加東市の環境課題をまとめています。(p11、12)

国、県の環境政策や環境に関する国際的な動向についてまとめています。(p13、14)

第3章 加東市の環境の将来像と計画の基本方針 (p16～)

市民会議の議事などにより作成した計画全体を通しての将来像を掲載しています。
(p16)

分野ごとの基本方針やSDGsの目標を示しています。(p17、18)

本計画では「廃棄物分野」「地球環境分野」「自然環境分野」「生活環境分野」「協働の推進 環境学習分野」の5つの分野を設定し、環境施策を推進します。

施策の体系図を掲載しています。(p19)

第4章 環境の保全と創造に関する取組 (p20～)

分野ごとに、市の取組、市民・事業者推奨される取組を19ページの体系図に沿って掲載しています。

各分野の最後には、進行管理のための数値目標を掲載しています。

第5章 将来像実現のための重点取組 (p41～)

市民会議で話し合われた、市民・事業者が主体となり3者のパートナーシップによって実施する重点取組について記載しています。本章では「廃棄物分野」「地球環境分野」「自然環境分野」「生活環境分野」の4つの分野について協働と環境学習の観点を持ちながら取り組むこととしています。

第6章 推進と評価の仕組み (p64～)

計画の推進体制について記載しています。今回の計画から、地域の環境取組や環境学習を推進する「地域環境推進員」を各地区から選出いただき、重点取組の実行や計画の進捗状況の評価などを行う会議として「環境まちづくり会議」を設置します。

第7章 参考資料、資料編 (p67～)

第7章では検討経過と用語解説を掲載します。第7章は現在作成中です。

資料編では各種データを掲載しています。こちらも現在掲載データの確認中です。

第2次 加東市環境基本計画

- 素案 -

令和2年12月

目 次

第 1 章	加東市環境基本計画の基本的な考え方	1
1.	計画の背景	1
2.	加東市環境基本計画について	2
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の基本理念	3
5.	計画の期間	3
6.	計画の対象範囲	4
7.	各主体の役割について	5
第 2 章	加東市の環境を取り巻く現状	6
1.	加東市の環境の現状と課題	6
2.	国及び県の環境政策	13
3.	環境を取り巻く国際的な動向	14
第 3 章	加東市の環境の将来像と計画の基本方針	16
1.	加東市の環境の将来像	16
2.	計画の基本方針	17
3.	施策の体系	19
第 4 章	環境の保全と創造に関する取組	20
1.	環境の保全と創造に関する施策	20
1	廃棄物分野	20
2	地球環境分野	24
3	自然環境分野	29
4	生活環境分野	34
5	協働の推進・環境学習分野	38

第5章	将来像実現のための重点取組	41
1.	市民・事業者が目指す環境の姿	41
2.	分野別の重点取組	42
1	廃棄物分野	42
2	地球環境分野	49
3	自然環境分野	56
4	生活環境分野	60
第6章	推進と評価の仕組み	64
1.	計画推進の考え方	64
2.	計画の推進体制	64
第7章	参考資料	67
1.	第2次加東市環境基本計画の検討経過	67
2.	用語解説	67
資料編	環境の現状と課題	68
1.	加東市の現状	68
2.	加東市の市民等の環境意識	86

第 1 章 加東市環境基本計画の基本的な考え方

1. 計画の背景

本市では 2011（H23）年に循環を基調とした、持続的発展が可能な社会を創るための環境に係るまちづくりのマスタープランとして、加東市環境基本計画及び行動方針（第 1 次計画）を策定しました。第 1 次計画期間中には、市民・事業者・市が協働で様々な環境課題に取り組み、一人一日当たりの生活系ごみ排出量が県下で一番少ないまちとなるなど、一定の成果が見られています。

しかし、この間に地球規模での気温上昇、局所的集中豪雨などの気候の極端現象の頻発化、プラスチックごみによる海洋汚染、人為的な影響による生物多様性の低下など、様々な環境課題が顕在化するようになりました。地球温暖化問題に関しては、2018（H30）年に IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」において、世界全体の平均気温の上昇が 2030（R12）～2052（R34）年の間に 1.5℃に達する可能性が高いことが示されるなど、地球温暖化の要因となる温室効果ガスのさらなる削減が必要となっています。

市内においても地球温暖化による健康被害や農産物への影響が顕在化しているほか、不法投棄の問題や遊休農地の増加による生物多様性や生活環境への影響など、取組を強化していくべき環境問題が見られます。

国際社会では、地球温暖化に対処するための国際的取組であるパリ協定の採択、2030（R12）年までに達成すべき国際目標としての SDGs（持続可能な開発目標）の採択など、様々な新しい取組が進められています。また、国や県でも、第五次環境基本計画、第 5 次兵庫県環境基本計画を策定し、新しい取組が進められています。

さらに、2020（R2）年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050（R32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするとの宣言を行い、温暖化対策における国や自治体の役割が一層重要になっています。

本計画は、こうした環境問題を取り巻く状況の変化や、国際社会、国、兵庫県の環境政策の動向を踏まえて第 1 次計画の見直しを行い、策定するものです。

2. 加東市環境基本計画について

加東市環境基本計画は、加東市環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針、加東市総合計画に基づき、環境の保全と創造の面において、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定するものです。

また、本計画では、市民・事業者・市のパートナーシップにより取り組むべき重点取組（第 5 章 将来像実現のための重点取組）を示し、環境基本計画を具体的な行動につなげていくこととします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、第 2 次加東市総合計画を環境面から具体化するもので、加東市環境基本条例第 10 条に明記された「環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定します。計画の策定に当たっては、国及び県の環境基本計画の内容を踏まえ、本市の環境特性に対応した計画とします。

本計画を本市の環境に関する最上位の計画として位置づけることで、市全域で総合的かつ計画的に環境の保全と創造を推進します。そのため、本市の他の計画は、本計画との整合を図り、環境の保全を優先するように努めるものとします。

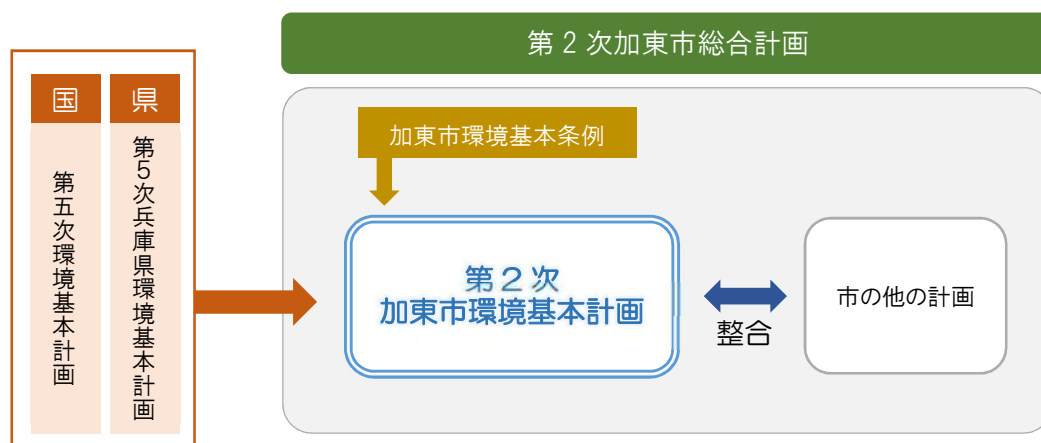


図 計画の位置づけ

4. 計画の基本理念

計画の基本理念は、普遍的な考え方で環境に対する認識、姿勢を明らかにするものです。

本計画では、2009（H21）年に制定した加東市環境基本条例第3条を踏まえて、以下を計画の基本理念とします。

計画の目的

環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、この環境が将来の世代へ継承されることを目的として行います。

計画を推進する主体

環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するため、市民、事業者、市それぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行います。

地球環境とのかかわり

地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進します。

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（R3）年度から2030（R12）年度までの10年間とします。地球環境の保全等の長期的な取組についても実効性を確保するために、概ね計画策定後5年を目安として、社会情勢の変化等に応じた計画の見直し、更新を行うこととします。

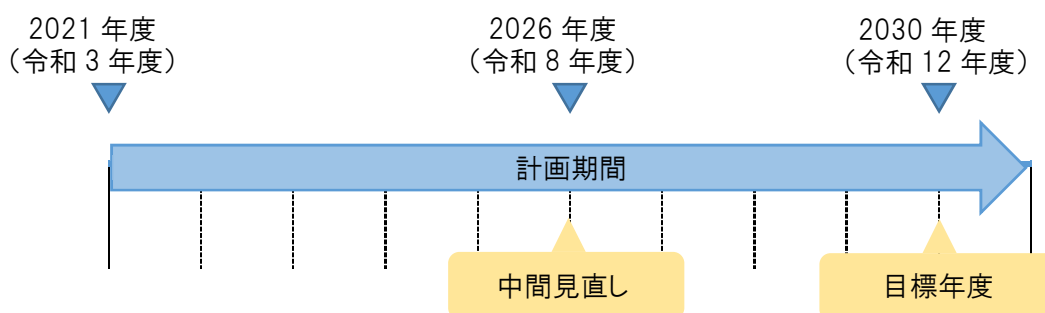


図 計画の期間

6. 計画の対象範囲

地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、地球環境分野については地球温暖化による影響を踏まえ、地球全体を視野に入れるものとします。

なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処することとします。

実施主体の範囲

市 民	市内に在住、勤務、在学する方、市民団体
事業者	市内で事業活動を行うすべての方
市	市が市内で行う行政活動のすべて

環境の範囲

廃 棄 物	循環型社会、ごみの減量・分別 など
地 球 環 境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、グリーン購入、交通 など
自 然 環 境	生物多様性、森林・里山、河川・水路、ため池、農地、緑地、文化財 など
生 活 環 境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、まちの景観・緑化、不法投棄 など

7. 各主体の役割について

環境の保全と創造に関する取組を効果的に推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責務を果たすとともに、協働して日常生活や事業活動などで環境への配慮に努める必要があります。

加東市環境基本条例には、市民・事業者・市のそれぞれの責務と協働について、その方針を示しています。

本計画においても、それぞれの主体に与えられた責務と協働の方針に基づき取り組むとともに、全ての主体の参画と相互の連携・協働からなるパートナーシップにより取り組むこととします。

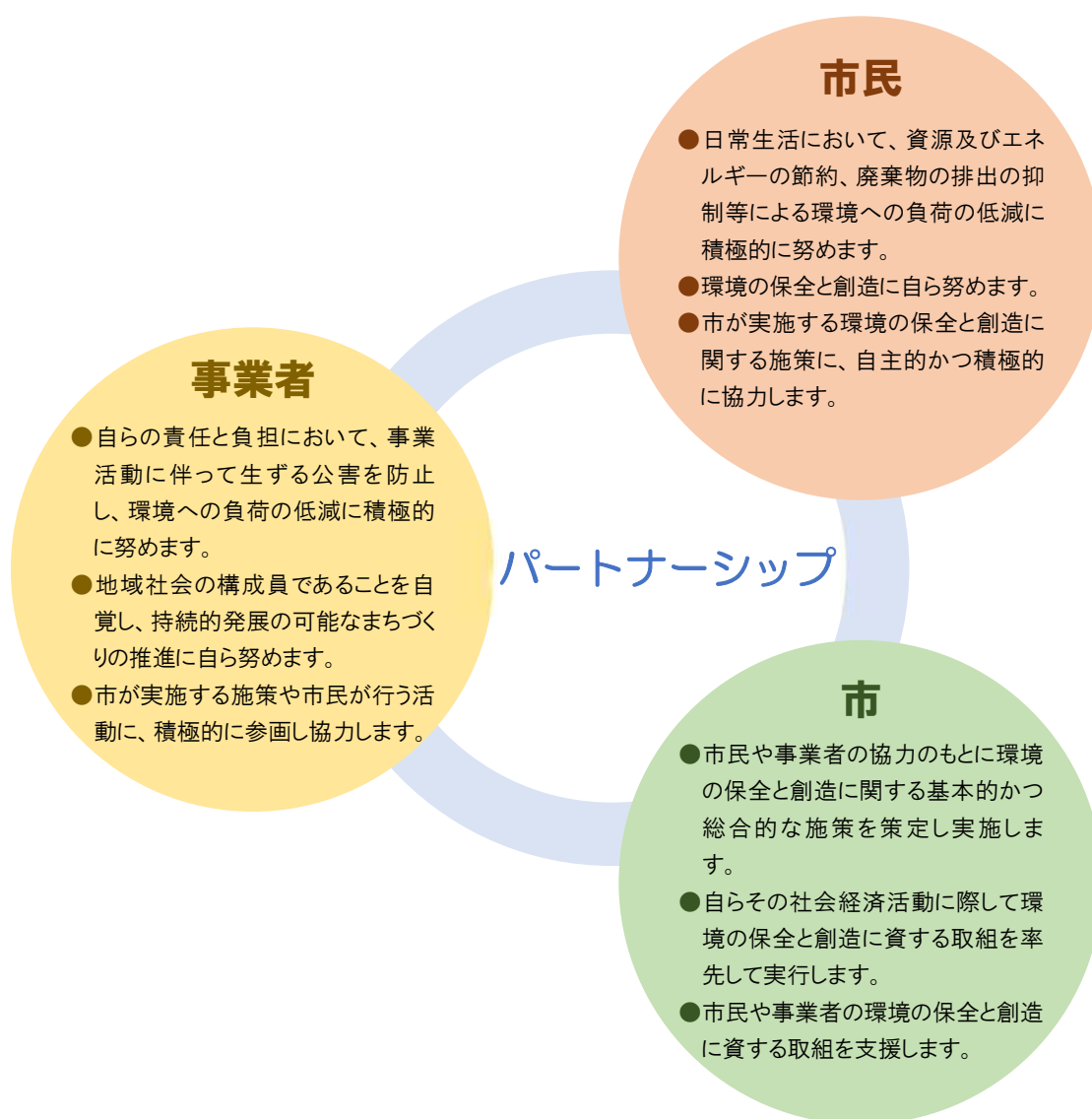


図 各主体の役割とパートナーシップのイメージ

第2章 加東市の環境を取り巻く現状

1. 加東市の環境の現状と課題

廃棄物分野

●ごみの排出量の増加、資源化量の減少

本市のごみ総排出量は、2015（H27）年以降、2017（H29）年までは増加傾向にありましたが、2018（H30）年は減少に転じています。本市の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は2018（H30）年度で457g/人・日となっており、2011（H23）年度から8年連続で県下で一番少ないまちとなっています。

一方で、資源化ごみ量、リサイクル率は2011（H23）年以降、減少傾向にあります。また、集団回収による資源回収量も、2011（H23）年以降減少傾向が続いています。

要因としては、電子媒体の普及により雑誌等の紙媒体を購入する人が減ったことや、少子化によって学校での資源回収量が減少していること、市のリサイクル率に計上されないリサイクル業者が市内に設置している無料回収ボックスの利用が増えていることが挙げられます。

今後の課題として、日常生活や事業活動において、より一層のごみ排出量の削減に取り組むことや、リユース、リサイクルを一層推進することが挙げられます。アンケート調査の結果では、市民のごみ減量や分別への意識は高いことから、市民が取り組みやすい環境を整備していくことも必要です。

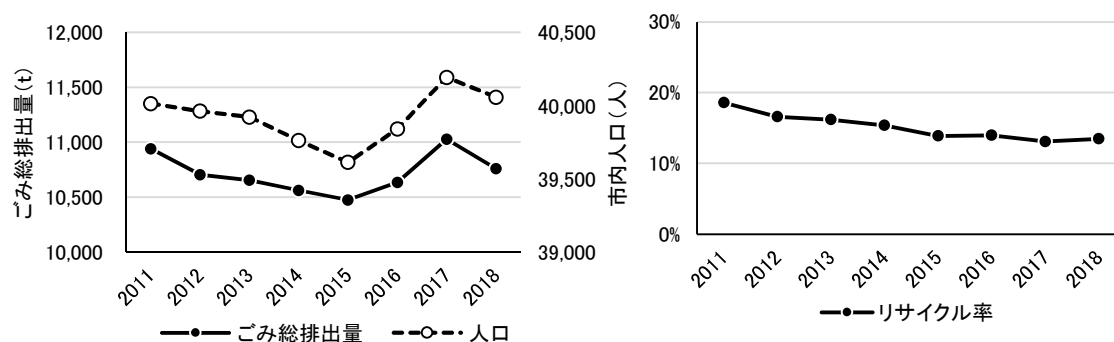


図 本市のごみ総排出量と人口の推移（左）、リサイクル率の推移（右）

（加東市資料）

●ごみ出しマナーの問題

ごみの分別やごみ出し日時のルールが守られていない事例が報告されており、市民が適切にごみ出しを行うことができるような環境を整えていく必要があります。

地球環境分野

●地球温暖化による影響の顕在化

産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地球規模で気温が上昇し始めています。また、温暖化によって、気温上昇に伴う健康被害や集中豪雨の頻発、農作物の品質低下などの影響が顕在化しています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2018（H30）年10月に取りまとめた「1.5℃特別報告書」によると、人為的な活動による世界全体の平均気温の上昇は、2017（H29）年時点で約1.0℃となっており、現在の度合いで温暖化が進行すれば、2030（R12）～52（R34）年の間に1.5℃に達する可能性が高いとされています。

市内で排出される二酸化炭素量は、簡易推計による試算で2009（H21）年の92.3万tから2017（H29）年には97.0万tに増加しています。また、年平均気温や最高気温もこの40年で上昇傾向にあります。

今後、気温上昇を緩和させるために二酸化炭素排出量を削減していく取組とともに、すでに影響が表れている事象に対して被害防止に努めることが必要です。

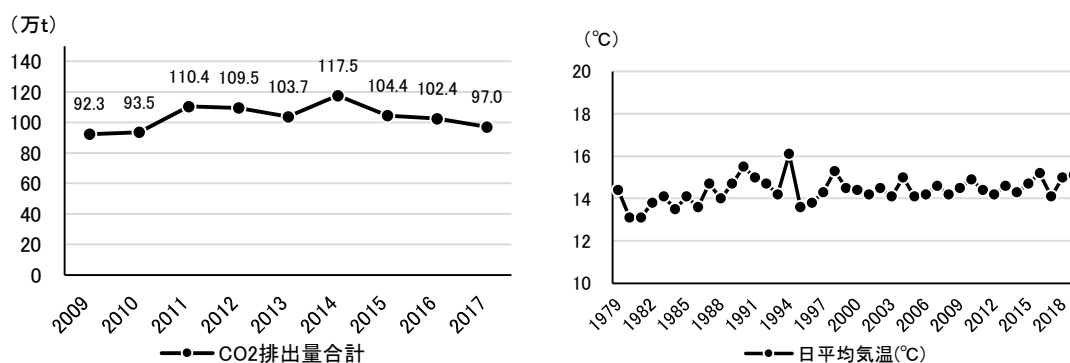


図 市内の二酸化炭素排出量の推移（左）、西脇地点の日平均気温の推移（右）
（環境省、気象庁）

自然環境分野

●遊休農地や管理が行われない山林の増加

本市は、市域面積の33%を田畑、35%を山林が占めていますが、経営耕地面積は2010（H22）年の2,296haから2015（H27）年の2,113haに減少しています。一方で、遊休農地の面積は、2011（H23）年の11.5haから、2018（H30）年の15.6haに増加しています。また、山林の管理が行われていない地域もみられるのが現状です。管理が行われなくなった自然環境の増加は、景観上の問題や鳥獣、害虫の増加、花粉による健康被害を生じさせ、生物多様性にも影響を与えます。

こうした現状を踏まえて、市民が市内の農地や山林に関心を持ってかわることや、森

林や農地の維持管理を促進するための取組が必要です。

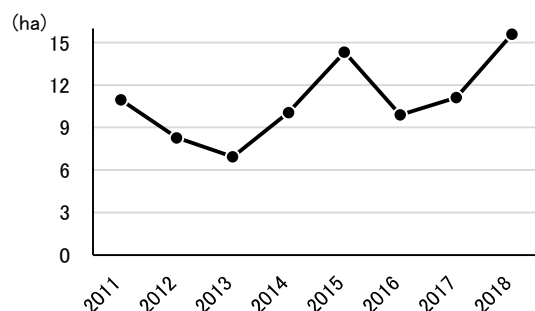


図 市内の遊休農地面積の推移

(加東市資料)

●水辺の生きものとふれあえる機会の低下

市内の河川、ため池の水質調査の結果をみると、夏季に一部のため池でやや水質が悪化する池が見られますが、自然要因（植物性プランクトン）による一過性の現象と考えられ、概ね問題がない範囲といえます。一方で、昔と比べて河川が濁っている、水路が整備され昔のように魚や水生生物が棲めなくなっている、といった市民の声が聞かれています。

市民アンケート調査の結果をみると、「川や水路、ため池の水のきれいさ」に満足、やや満足と答える割合は 34.2%、非常に重要、重要と答える割合は 78.6%となっており、生態系に配慮した河川整備や、市民が水辺の生きものとふれあえる環境づくりが求められています。

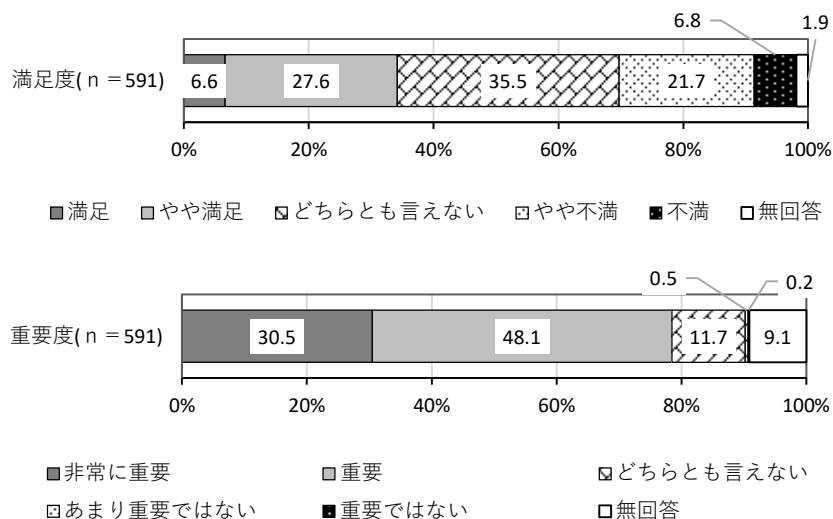


図 市民アンケート結果（川や水路、ため池のきれいさに対する満足度（上）と重要度（下））

生活環境分野

●生活型公害の増加

近年、空家問題や野焼きによる煙害など、いわゆる生活型公害に関する苦情件数が増加傾向にあります。2019（R1）年度に市へ寄せられた生活型公害に関わる苦情の内訳は、土地管理7件、野焼き8件、動物1件、騒音4件、悪臭6件などとなっています。市内の空家数は2008（H20）年の4,200戸から2013（H25）年の5,590戸に増加しており、市民アンケート調査の結果を見ても、「空家・空地の適切な管理」に満足、やや満足と答える割合は16.4%と低い値になっています。また、「空家・空地の適切な管理」が非常に重要、重要と答える割合は66.7%となっており、対策が必要と感じる市民が多いことが伺えます。

引き続き道路騒音や水質汚濁などの公害防止に努めるとともに、空家の管理や野焼きなど生活型公害への対策が必要です。

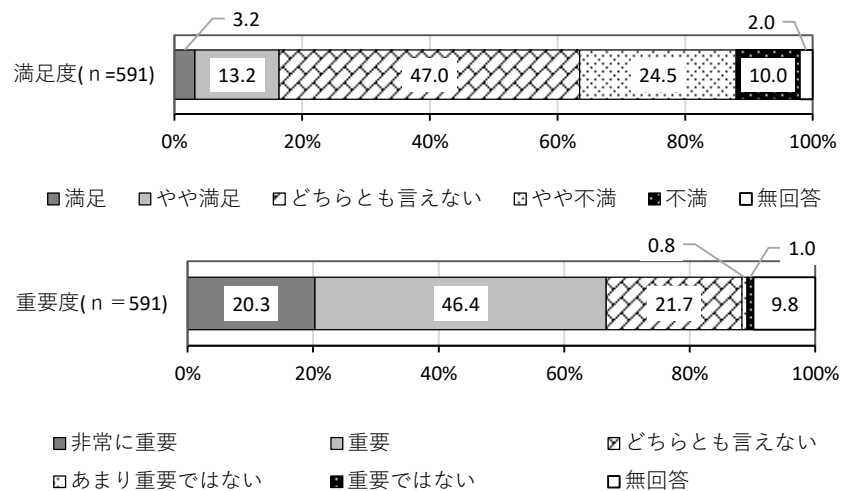


図 市民アンケート結果（空家・空地の適切な管理に対する満足度（上）と重要度（下））

●不法投棄の問題

市内の県道沿いに不法投棄されたごみが多いとの指摘があります。こうした問題に対して、不法投棄を誘発しないような環境整備や、必要に応じて防犯カメラの設置などの対応が必要です。

●まちなみの緑化

市民アンケート調査の結果では、「まちや住宅地の花や緑の豊かさ」に満足、やや満足と答える割合はそれぞれ16.6%、35.0%と高い値になっています。今後も引き続き、行政、市民、事業者が協働でまちなみの緑化に努めていく必要があります。

●環境に関する市民意識の醸成

市民アンケート調査では、環境問題の解決に当たって「市民、事業者、行政が協力すること」について、市民と事業者それぞれの半数以上が必要性を感じている一方で、約2割は、行政が中心になって行うべきと考えています。環境問題の解決に対しては、市民や事業者の取組も重要であり、引き続き、市民の環境意識の醸成を図っていく必要があります。

加東市環境市民会議で取り上げられた市域の環境課題

計画の策定にあたって開催された加東市環境市民会議では、市民・事業者の環境重点取組について話し合われました。その中で、加東市の環境課題についても様々な意見が出されました。委員から出された環境課題を環境分野別に以下にまとめました。

●廃棄物分野

- ・ ごみ出しルールが守られていないことがある。
- ・ 学校での資源回収量が減少していると感じる。

●地球環境分野

- ・ 地球温暖化による影響といわれても、問題が何かわかりにくい。
- ・ 太陽光パネルの設置による自然などへの影響を考えておく必要がある。
- ・ 温暖化の影響からか、山田錦の品質も落ちつつある。
- ・ 公共交通がなかったり、あっても本数が限られていたりするなど、公共交通の利便性が低い。
- ・ 車がないと生活できない地域なので、自動車走行量の削減は難しい。

●自然環境分野

- ・ 遊休農地が拡大しており、今後 10 年でもっと増加する可能性がある。
- ・ 営農意欲には時代的な背景もあり変化してきており、農業の後継者問題は深刻である。
- ・ 遊休農地が増加している影響もあり、有害鳥獣や害虫が増加している。
- ・ 獣害の影響でコメが商品にならなくなっている。また、害獣を駆除できる狩猟者が高齢化、減少している。
- ・ 昔と比べて河川がにごっている。また、川は危険だというイメージが強くなっている。
- ・ 公園整備後の維持管理が役員任せになっている。
- ・ 護岸工事は治水にはよいが、生物には影響を与えている。水路も整備され、昔のように魚や水生生物が棲めなくなっている。

●生活環境分野

- ・ 県道沿いの溝に不法投棄されたごみが多い。
- ・ 不法投棄防止の監視カメラの台数等が十分ではない。
- ・ 歩行者道路の街路樹の根上がりなど、管理が不十分な箇所がある。また、道路植樹帯の管理が悪く、見通しが悪い箇所がある。
- ・ 空家が増加し、野良猫が増えている。所有者のわからない空家も多い。空家問

題は今後深刻になると感じる。

●協働の推進・環境学習分野

- ・ 環境系のイベントをしても人が集まらない。
- ・ イベントのPR方法や市民の集め方が分からない。
- ・ クリーンキャンペーンではみんなでごみ拾いをするが、普段ごみを見かけて捨てる人は少ない。

山林の管理と生物多様性

集落の近くにある山林を炭や薪に使う用材林として利用していた頃は、定期的に樹木の伐採が行われることで陽の光が林内に差し込む環境が作られていました。しかし、用材林としての役割がほとんどない現在の山林は、管理が行われることがなくなって樹木が大きく成長し、森の中に光の入らない薄暗い環境になっています。この結果、山林に生育できる植物の数が減少し、植物以外の生物も生息しづらくなっています。森林の生物多様性を高めていくためには、定期的な管理が必要です。また、多様な植物が根を張る山林は災害防止の観点からも好ましいとされています。

加東市の森林の写真
(整備されていない)

加東市の森林の写真
(整備されている)

2. 国及び県の環境政策

第五次環境基本計画

2018（H30）年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用しながら、環境・経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

また、施策の展開として、6つの重点戦略を掲げ、食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進、気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり、森林環境税の活用も含めた森林整備・保全、良好な生活環境の保全、地域における「人づくり」などの取組を挙げています。



図 第五次環境基本計画に示される6つの重点戦略

第5次兵庫県環境基本計画

2019（H31）年2月に策定された第5次兵庫県環境基本計画では、「環境・経済・社会の統合的向上」、「環境の視点からの地域創生の実現」、「対話と連携・ネットワークの重視」、「持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化」、「技術革新（イノベーション）の普及・活用」、「強靱性（レジリエンス）の向上」の6つの方針を掲げ、分野横断的に取組を推進することとしています。

また、「SDGsの考え方の活用」、「重みづけした指標による適切な進捗管理」という視点を基にして、施策を展開しています。

3. 環境を取り巻く国際的な動向

パリ協定

豪雨や猛暑等、地球規模の気候変動に対して、2015（H27）年に、国連気候変動枠組条約締約国会議で「パリ協定」が合意され、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めがなされました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれました。各国は、この目的を達成するために自ら定めた削減目標を国連に提出し、5年ごとに目標を提出することが求められています。

また、このような温暖化を和らげる対策（緩和策）のほか、すでに起こりつつある影響に対して、人間社会のあり方を調整するための、気候変動適応に関する事項も盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015（H27）年9月の第70回国連総会で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で、2030（R12）年までに取り組むべき課題として、「貧困と飢餓への終止符」、「国内的・国際的な不平等との戦い」、「平和で包摂的な社会を打ち立てること」、「人権を保護し、ジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること」、「地球と天然資源の永続的な保護を確保すること」が挙げられました。

SDGs（持続可能な開発目標）は、こうした課題を踏まえて、先進国、開発途上国も同様に、国際社会全体が2030（R12）年までに達成すべき17の目標として定められたものです。なお、17の目標は相互に関連するものであり、複数の目標を統合的に達成することが目指されています。



第3章 加東市の環境の将来像と計画の基本方針

計画の策定にあたって開催された加東市環境市民会議では、事前に実施された市民、事業者アンケートの結果なども踏まえて、加東市の環境の将来像が話し合われました。

本計画では、市民会議での意見交換を踏まえて定めた加東市の環境の将来像の実現に向けて、計画の基本方針を定め、環境の保全と創造に積極的に取り組んでいくこととします。

1. 加東市の環境の将来像

第1次計画の将来像である「多彩な水辺、歴史と文化あふれる山々、酒米“山田錦”実る農地を受け継ぐ誇り高さ“環境びと”が集うまち 加東」の精神を引き継ぎつつ、以下の将来像を提示します。

美しい自然や実りある農地、数多くの文化遺産など、先人が遺した加東市の豊かな「環境」を次代に受け継いでいくため、市民、事業者、市など、様々な主体が参画し、環境について共に学び、育んでいこうという想いが込められています。本計画の推進により、環境分野はもとより、関係する産業や社会の持続可能な発展を目指し、SDGs の達成に寄与します。

豊かな環境を未来へつなぐまち 加東
～パートナーシップで学び育む持続可能な自然共生社会～

2. 計画の基本方針

本計画では、環境課題の解決に向けて、「廃棄物分野」、「地球環境分野」、「自然環境分野」、「生活環境分野」、「協働の推進・環境学習分野」の5分野を設定して取組を進めていくこととします。

また、環境分野ごとにSDGsの目標を位置づけ、本計画の取組を進めていくことでSDGsの目標の達成を目指すこととします。

以下に、環境分野ごとの方針と、環境分野ごとに位置づけるSDGsの目標を示します。

廃棄物分野

資源循環型のまちづくり

3R（ごみの減量、再使用、再資源化）、ごみの適正処理の推進などに取り組み、持続可能な資源循環型のまちづくりを推進します。



こども園での出前講座の様子

地球環境分野

未来のために地球を想うまちづくり

市民一人ひとりが地球環境を身近に感じ、地球環境に配慮して、省エネルギー対策に取り組みます。また、気候変動によって起きる災害、被害への適応策を推進します。



うちエコ診断受診の様子

自然環境分野

人と自然が共存するまちづくり

里山や水辺環境などの自然環境や生態系の保全、文化遺産の継承を行い、人と自然が共存するまちづくりを推進します。



かとう自然学校（川の巻）の様子

生活環境分野

安全安心で快適なまちづくり

まちの美化や緑化の推進により、美しい生活環境を保全します。また、県などと連携し、公害の未然防止に取り組み、安全安心で快適なまちづくりを推進します。



写真・イラスト

協働の推進・ 環境学習分野

みんなで育て、みんなでなろう 「環境びと」

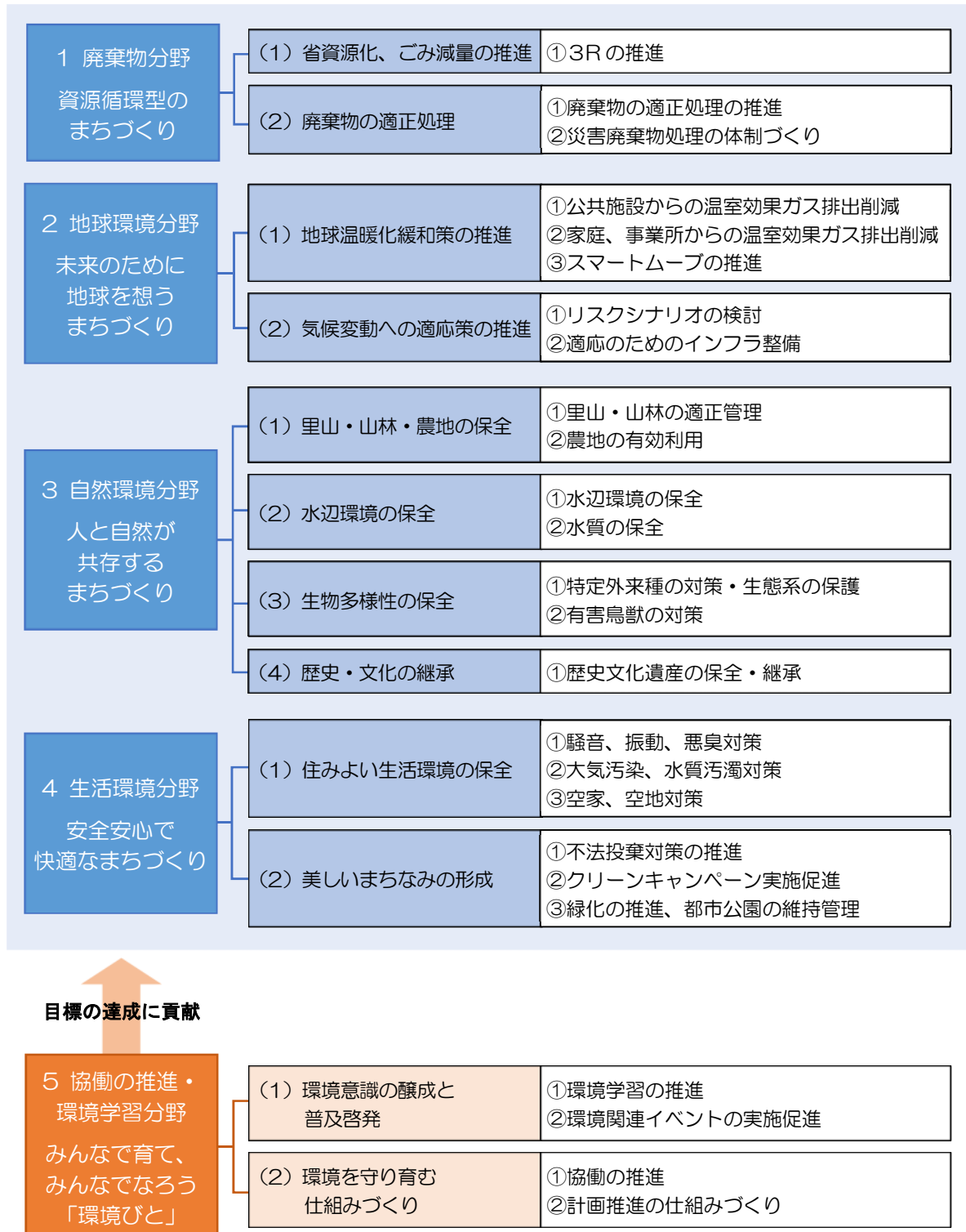
市民の環境意識の醸成に向けた普及啓発活動に取り組むとともに、環境保全のための仕組みづくりを推進します。



写真・イラスト

3. 施策の体系

豊かな環境を未来へつなぐまち 加東
～パートナーシップで学び育む持続可能な自然共生社会～



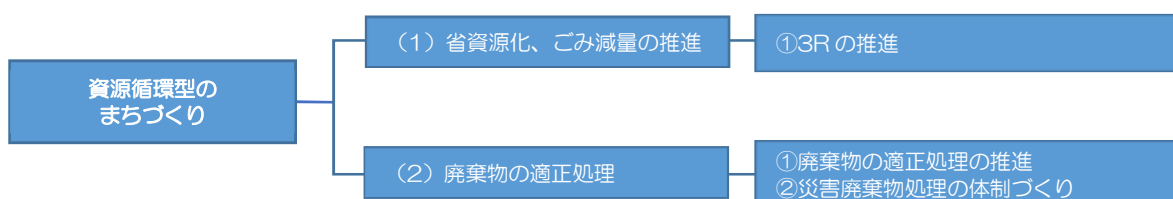
第4章 環境の保全と創造に関する取組

1. 環境の保全と創造に関する施策

1 廃棄物分野

基本方針 資源循環型のまちづくり

●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



市の取組

(1) 省資源化、ごみ減量の推進

本市は市民の皆さんの分別減量の結果、住民一人当たりの生活系ごみの量が 2011 (H23) 年度から8年連続県下で一番少ないまちとなっています。今後も保健衛生推進協議会や地域と連携しながら3Rの取組を推進し、資源循環型のまちづくりを推進していきます。

取組内容	〔①3Rの推進〕
	〔リデュース（減量）の取組〕 ● 保健衛生推進協議会などと連携し、各地区でごみについての学習会を開催するなど、市民のごみ減量や資源再利用に対する意識向上を図ります。 ● マイバッグやマイボトルの利用など、生活ごみを減らすライフスタイルの導入について啓発します。 ● 市役所などの公共施設におけるペーパーレス化による紙資源の使用削減やクリアファイルなどのプラスチック製品の使用量、廃棄量の削減に努めます。 ● 市主催の会議やイベントにおける配布物、各地区、各家庭への配布物の削減、電子媒体の使用などの情報発信方法の見直しを行い、廃棄物の少ない市政を目指します。 ● フードドライブや3010運動、ドギーバッグなどの実施促進を行い、食品ロスの削減に努めます。 ● 市民団体と連携し、生ごみのたい肥化による生ごみ削減を行います。

取組内容	[リユース（再使用）の取組] ● フリーマーケットや不用品譲渡など、市民や市民団体、事業者などによるリユースの取組を支援します。 ● 市役所や関係施設において物品を購入する際はグリーン購入に努めるとともに、各課が購入できる物品数に制限を設ける「物品配当制度」を実施し、物品の購入数を減らし、今ある物品の有効利用を進めます。 [リサイクル（再資源化）の取組] ● 奨励金交付による資源ごみ集団回収の実施促進を行うとともに、地区等への資源ごみ回収ボックスの設置促進を行い、市民の自主的な資源物回収、再利用の取組の後押しをします。 ● 各地域に廃食油や小型家電の回収窓口を設け、リサイクルを促進します。 ● 通常の資源ごみ回収に加え、各地域において大型資源物拠点回収を実施し、資源物の回収機会を拡充します。 ● 公共工事の際のリサイクル資材の使用や、浄水汚泥の再利用など、公共事業におけるリサイクルを推進します。
------	---

（２）廃棄物の適正処理

日常的な廃棄物の適正排出、適正処理を推進するとともに、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の強化を行います。

取組内容	〔①廃棄物の適正処理の推進〕 ● 転入時のごみカレンダーの配布やホームページ、ケーブルテレビなどの様々な媒体を利用し、ごみの適正排出に関する情報がすべての市民に行きわたるよう配慮します。 ● ごみ分別に関する資料の簡素化や多言語対応など、誰にとってもわかりやすい資料作りに努めます。 ● ごみステーション管理などのごみに関する諸問題について、保健衛生推進協議会や地域と協働で解決します。 ● ごみステーションへの不適正排出物には改善シールを貼るなどして、適正排出への理解を促進します。 ● 高齢者や障害者など、ごみの排出が困難な方には生活支援サービスや廃棄物収集運搬許可業者を紹介するなどして、だれもがごみを適正に処理できるよう案内します。 ● ごみの分別に関する出前講座を実施し、様々な世代に向けてごみ適正処理の意識向上を図ります。 ● 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別についての理解促進や事業系一般廃棄物の減量についての普及啓発を行います。
	〔②災害廃棄物処理の体制づくり〕 ● 災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を強化します。

市民・事業者に推奨する取組

【市民】

- 地域などで行われるごみに関する学習会に積極的に参加し、ごみの適正排出について学びます。
- リデュース（削減）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rに取り組みます。
- 使い捨てをやめ、マイバッグやマイボトルなどを積極的に利用し、廃棄物の削減に努めます。
- フードドライブ、3010運動、ドギーバッグの持参などに取り組み、食品ロスの削減に努めます。
- フリーマーケットやリサイクルショップ、不用品譲渡会などを利用し、リユース（再使用）に努めます。
- 購入の必要性を熟考し、環境負荷の小さい商品を購入する「グリーン購入」に努めます。
- 資源ごみ集団回収や大型資源物拠点回収などを利用し、廃棄物の再資源化に協力します。
- 災害時には災害廃棄物の適正分別に努めます。

【事業者】

- 事業所、小売店でのフードドライブ実施、飲食店での3010運動、ドギーバッグなど、食品ロス削減のための取組を実施します。
- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を適切に行います。
- 事業系一般廃棄物の適正分別、減量に努めます。
- 有害廃棄物（アスベスト廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物）の適正処理を徹底します。

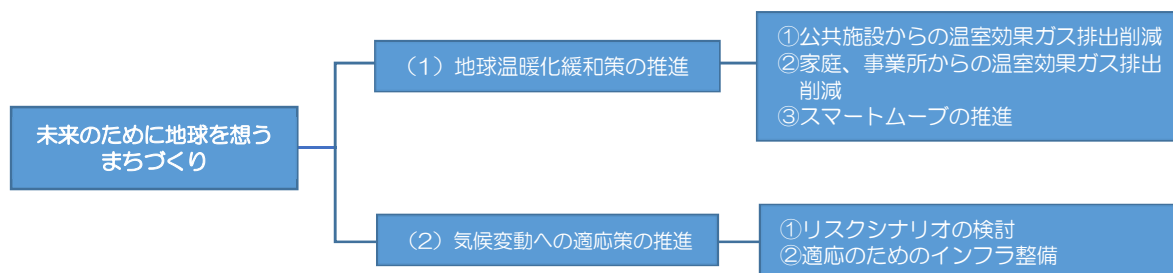
実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量	生活系ごみ、事業系ごみを合わせたごみ排出量（資源化量も含む）	734 g （平成 30 年度）	710 g
市民1人1日当たりの資源化量	資源として排出された1人1日当たりの資源物の量（拠点回収、店頭回収、集団回収を含む）	99 g （平成 30 年度）	149 g
リサイクル率	ごみの排出量に占める資源化量の割合	13.5% （平成 30 年度）	20.0%
ごみ学習会開催回数	ごみの減量やリサイクルに関する学習会の年間開催回数	89 回 （令和元年度）	100 回

2 地球環境分野

基本方針 未来のために地球を想うまちづくり

●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



市の取組

(1) 地球温暖化緩和策の推進

本市の温室効果ガス排出量は2009（H21）年の92.3万tから2017（H29）年の97.0万tに増加しています。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、自動車の利用や発電による化石燃料の使用など日常生活に起因するものが多くあります。本市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの発生抑制を推進するとともに、市民、事業者の温室効果ガス発生抑制の取組を支援します。

取組内容	〔①公共施設からの温室効果ガス排出削減〕 ● 公共施設への太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入を推進します。 ● BEMSを活用して市役所庁舎の電力使用状況の見える化を行い、全職員に結果と省エネ対策の周知を行うなど、庁舎の電力使用の効率化を図ります。 ● 公共施設駐車場などへの電気自動車用充電器の設置を検討します。 ● 公共施設の統廃合、適正配置による省エネ化を推進します。 ● 新たな公共施設を建設する場合は、省エネ、創エネ、畜エネ設備を配備した施設となるよう配慮します。 ● 市役所クール・アース・デーの実施や施設の節電など、加東市役所地球温暖化対策実行計画の実施を徹底します。 ● COOL CHOICEに賛同し、クールビズ、ウォームビズなどの取組を推進します。 ● 公共施設の照明や道路照明などのLED化を推進します。
------	---

取組内容	〔②家庭、事業所からの温室効果ガス排出削減〕 ● 家庭への省エネ、創エネ、畜エネ設備の導入費用補助や導入に向けた普及啓発を行います。 ● 太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの家庭や事業所への導入に向けた普及啓発を行います。 ● 家庭や事業者からの温室効果ガス排出抑制方法や COOL CHOICE の取組について普及啓発を行います。 ● 公益財団法人ひょうご環境創造協会と連携し、「うちエコ診断」の受診促進を図ります。 ● 地区や事業者と連携し、地区、事業者における「うちエコ診断」の集団実施を行います。 ● 市民団体や地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭や事業者における温室効果ガス排出抑制の取組を周知、推進します。
	〔③スマートムーブの推進〕 ● 公用車への低燃費車、電気自動車など、環境性能の良いエコカーの導入を推進します。 ● 家庭へのエコカー導入のための費用補助について検討するとともに、家庭、事業者への導入に向けた普及啓発を行います。 ● 公共施設駐車場等への電気自動車用充電器や燃料電池自動車用の水素ステーション等の設置を検討します。 ● 公共交通機関の利用促進に取り組みます。 ● 市の会議やイベントの際は、公共交通機関の利用やシャトルバスの運行、車の乗り合いなど、環境にやさしい参集方法を実施、推奨します。 ● 観光分野において徒歩や自転車、エコカーの利用などを推進し、環境にやさしい観光整備を行います。 ● 市職員の徒歩、自転車、公共交通機関での通勤を推奨します。 ● 市道の自転車歩行者道整備を推進し、徒歩や自転車で生活しやすい地域づくりを推進します。 ● 市道の危険箇所の安全対策や、自転車利用が多い箇所の道路整備を推進します。 ● 市民団体等と連携し、エコドライブについての普及啓発を行います。

（２）気候変動への適応策の推進

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第５次報告書では、厳しい気候変動対策をとったとしても世界の平均気温は上昇し、２１世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

本市では、リスクシナリオの検討、インフラ整備による気候変動対応策を推進し、災害や健康被害の回避や軽減を図ります。

取組内容	〔①リスクシナリオの検討〕 ● 気候変動によって激甚化、頻発化する集中豪雨などによる災害や多発する熱中症などの健康被害について、最新の情報収集を行い、加東市周辺で起こり得る被害について予測します。 ● 気候変動による市内の被害予測や被害への対策、対応について、ホー
------	---

	ムページやケーブルテレビ、防災行政無線、かとう安全安心ネットなど、様々なメディアを通じて市民や市内事業者への情報提供を行います。 ● 市内の災害時危険箇所の把握に努めます。
	〔②適応のためのインフラ整備〕 ● 集中豪雨などの災害に対応するための河川や水路などの整備を推進します。 ● 指定避難所にＬＰガス発電機を設置し、災害などによる停電に備えます。 ● 公共施設への太陽光発電設備、蓄電池の導入を行う、公用車にハイブリッド車、電気自動車を導入し、有事に蓄電池として利用する、有事には自動車メーカーからハイブリッド車、電気自動車の貸与を受けるなど、災害時における電力確保方法の拡充について検討します。 ● 家庭への太陽光発電設備や蓄電池設置のための費用補助や普及啓発を行い、災害に強い地域づくりを推進します。 ● 家庭へのハイブリッド車や電気自動車などの導入に向けた費用補助を検討するとともに、次世代自動車の非常時の電力源としての使用方法について普及啓発し、家庭、事業者への普及促進を行います。 ● 学校や保育園、体育館など、市内の教育施設や体育施設へのエアコン導入を推進し、適正利用を行うことで熱中症被害の防止を図ります。 ● 防災行政無線の設置促進やかとう安全安心ネットへの登録促進を図るとともに、各メディアの多言語対応など、有事に市民、事業者が市の発信する緊急情報にアクセスできるように対応します。

市民・事業者に推奨する取組

〔市民〕

- 家庭への省エネ家電や太陽光パネルなどの再生可能エネルギー、蓄電池などの導入を検討します。
- 節電や気候に合わせた服装の工夫など、COOL CHOICE の取組を実施します。
- 「うちエコ診断」を受診し、家庭でのエネルギー使用状況を把握します。
- 低燃費車、電気自動車など、環境性能の良いエコカーへの買い替えを検討します。
- 地区内の会合や近所での買い物など近距離へのお出かけは、徒歩や自転車で移動します。
- 同じ目的地に行く場合は近所で誘い合って車を乗り合わせて移動します。
- 旅行や出張など遠くへのお出かけは公共交通機関を利用します。
- 自動車を運転する際はエコドライブを心掛けます。
- 非常用持ち出し袋の準備やハザードマップの確認など、災害時の行動について家庭内で確認します。

- 防災行政無線の設置やかとう安心安全ネットへの登録を行い、災害時の情報経路の確保を行います。
- 地域の自主防災組織において防災訓練を行います。
- 市や地域で行われる防災訓練に参加します。
- 気温の高い日は我慢せずエアコンを適正に利用し、屋外での行動を控えるなど、熱中症対策を行います。

[事業者]

- 従業員に徒歩、自転車、公共交通機関での通勤を推奨します。
- 社用車の運転の際のエコドライブを心掛けます。
- 出張などの際は公共交通機関の利用を推奨します。
- 社用車の買い替えの際には、低燃費車、電気自動車など、環境性能の良いエコカーへの買い替えを検討します。
- 省エネ機器や再生可能エネルギーの導入などを行い、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 気候変動によって起こり得る災害や健康被害についてのリスクシナリオや対策を検討します。
- 自衛防災組織を整備し、事業所単位で防災訓練を実施するなど、災害に備えます。

実現に向けた数値目標

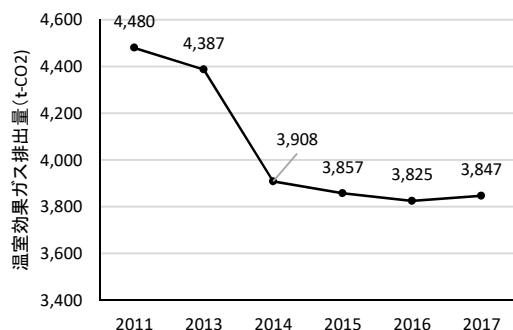
指標名	指標の考え方	基準値	目標値
公共施設からの温室効果ガス排出量	市役所を含む市公共施設からの温室効果ガス年間総排出量	3,173 t-CO ₂ (令和元年度)	年平均1%以上削減
市役所エコカー導入台数	ハイブリッド車、電気自動車などの公用車としての累計導入台数	46 台 (令和2年度)	76 台
市内家庭への太陽光発電設備設置率	集合住宅、空家を除く市内住宅への太陽光発電設備累計導入率	13.85% (令和2年6月)	年平均1%以上向上
うちエコ診断受診者数	うちエコ診断を受診した市民の年間人数	59 人 (令和元年度)	150 人
気候変動対応策情報発信数	集中豪雨への注意喚起や熱中症予防などに関して、イベントや広報物などで情報発信した年間事業数	10 事業 (令和2年度)	15 事業

公共施設での省エネの取組

本市では、第2次加東市役所地球温暖化対策実行計画（2013（H25）年策定）に、「建築物の建築、管理等にあたっての配慮」を重点項目として設定し、2014（H26）年2月に建設した新庁舎では、高効率なエネルギー設備を積極的に採用するとともに、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入も行いました。さらに、BEMS（ビル・エネルギー管理システム）の導入によって、エネルギーの見える化を図り、空調等の使用データの分析によるエネルギー使用量の削減などに取り組んでいます。

この結果、3つの庁舎を統合したのちの電力量は新庁舎建設前に比べ、約10%削減することができました（2014（H26）年度実績）。また、市事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、庁舎移転前の4,480 t-CO₂から、移転後には3,908 t-CO₂に減少しました。

更なる省エネ化に向け、2021（R3）年度には庁舎内の全照明のLED化を完了する予定です。



市の事務事業から排出される温室効果ガスの推移

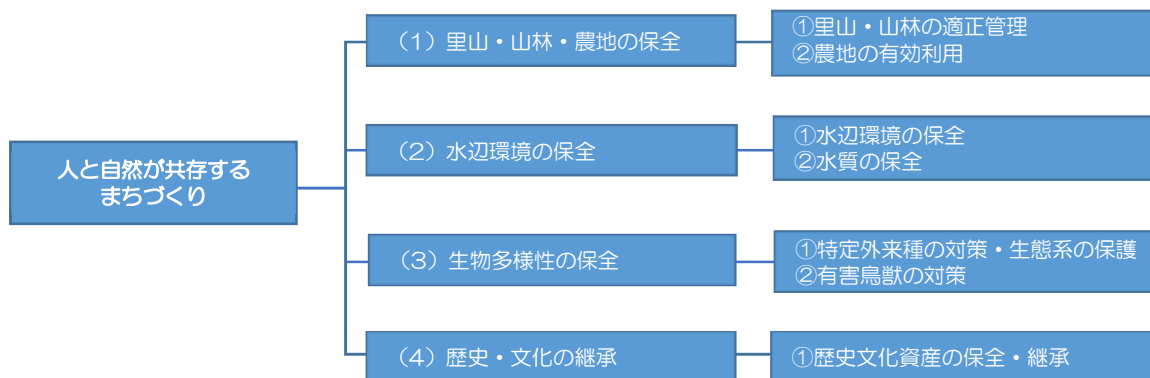
新庁舎の写真

今後も、公共施設を新たに建設する際には積極的に再エネ機器や省エネ機器の導入を図り、エネルギーや温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

3 自然環境分野

基本方針 人と自然が共存するまちづくり

●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



市の取組

(1) 里山・山林・農地の保全

本市には里山や山林などの自然が多く残されています。農地では山田錦やもち麦などの特産物が栽培され、美しい田園風景が見られます。本市では、里山・山林の適正管理を行うとともに農業の振興を図り、豊かな里山・山林・農地を次代に引き継ぎます。

取組内容	〔①里山・山林の適正管理〕 ● 加東市森林整備計画に基づき、計画的な森林整備、保全を行います。 ● 森林管理巡視員を配置し、里山・山林の管理状態の把握を行います。 ● 事業者などが里山・山林の開発を行う際は、森林法や「加東市良好な環境の保全に関する条例」に基づく指導を行い、里山・山林環境との調和を図ります。 ● 森林環境譲与税を活用し、間伐などの保全活動による森林環境の整備を支援します。 ● 水源かん養、土砂崩れなどの災害防止、地球温暖化緩和などの里山・山林が持つ多面的機能についての周知を行い、市民や事業者の里山・山林に対する意識啓発を行います。 ● 里山・山林での自然観察や間伐体験、木育など、市民が里山・山林に親しめる環境関連イベントを実施し、里山・山林保全への理解促進を図ります。 ● 地域などが主体となって実施する里山・山林保全活動を支援します。
	〔②農地の有効利用〕 ● 定期的な農地パトロールにより、耕作がなされていない農地の実態把

	握、改善指導を行い、遊休農地の解消と発生防止に努めます。 ● 特産農産物のブランド化や商品化、地産地消や対外的な広報活動などによる農産物の消費拡大を推進し、市内農業の振興に取り組みます。 ● 小学校や認定こども園などにおいて芋掘り体験や田植え体験などの農業体験や、地元産農産物を使用した食育を行い、子どもたちの農業理解を深めます。 ● 農業後継者や新規就農者への支援を行い、農業者不足の解消を目指します。 ● 「人・農地プラン」の策定を推進し、地域における農地の有効利用を推進します。 ● 地球温暖化対策や生物多様性保全に効果が高く、化学肥料の使用を低減した「環境保全型農業」を推進します。
--	--

（２）水辺環境の保全

本市には、加古川、東条川、千鳥川などの河川や、東条湖を代表とする湖沼がみられ、豊かな水辺環境が形成されています。

これらの豊かな水辺環境をまちの資産として保全し、人と自然が共生する水辺環境づくりを推進します。

取組内容	〔①水辺環境の保全〕 ● 水生生物の生態系保全や周辺環境に配慮した計画的なため池、河川、水路整備を行います。 ● 「多面的機能支払交付金」を交付し、ため池、水路などの水質保全、施設の長寿命化、生物多様性の保全など、地域資源の適切な保全管理に関する市民の自主的な取組を支援します。 ● 学校や認定こども園などの教育機関における環境学習や、市の環境関連イベントなどにおいて、水辺の生物観察など水辺の環境に親しめる取組を行い、市民の水辺環境保全意識の向上を図ります。 ● 親水公園やビオトープなど市民が水辺環境に触れあえる場所の維持、管理を行います。
	〔②水質の保全〕 ● 市内河川、ため池などの公共水域や、埋立処分地、下水道処理施設周辺などの水質検査の実施、結果の公表を行います。 ● ため池の掻い掘りなどの水質改善の取組について、先進の実施例などの情報収集、共有を行い、地域における自主的な実施の支援を行います。 ● 廃食油の適正処分、生活排水の再利用など、家庭における水資源の有効利用の仕方、水辺環境にやさしい生活について、市民への意識啓発を行います。

（３）生物多様性の保全

本市にはホタルの群れが見られたり、コウノトリが飛来するなど、美しく豊かな生態系

がみられる一方で、セアカゴケグモなどの特定外来生物が目撃されたり、イノシシなどの有害鳥獣により農産物被害が発生するなど、野生生物による問題も見られます。

本市では、生物多様性の保全や有害鳥獣による被害防止に向けて、より一層の取組や意識醸成を推進します。

取組内容	〔①特定外来種の対策・生態系の保護〕 ● 市内の特定外来種の生息状況の把握に努め、生息地の生態系を著しく破壊していることが見受けられる場合は、国や県、地域との連携により駆除します。 ● ヒアリやセアカゴケグモなどの危険生物に対する対応策や取り扱いについてホームページや広報など様々な媒体で周知するとともに、市内での目撃情報について収集し、市民、市内事業者などに注意喚起を行います。 ● 国や県、近隣自治体との連携により新たな特定外来生物の進入、定着防止のための対策を検討します。 ● 地域や市民団体などとの協働による生物観察による生態系の把握、在来生物の生息地の清掃などの環境保全活動による生態系の保護を行います。
	〔②有害鳥獣の対策〕 ● イノシシ・シカ対策用の防護柵設置のための資材提供などを行い、地域と協働で有害鳥獣対策に取り組みます。 ● 有害鳥獣の発生を防ぐため、遊休農地の解消、発生防止や空地の適正管理について指導啓発を行います。 ● 猟友会の活動補助を行うとともに後継者不足解消に取り組みます。

（４）歴史・文化の継承

市内の歴史的建造物や伝統行事などの歴史文化遺産からは地域の歴史や自然と共生する生活様式など、様々なことについて学ぶことができます。

本市では、市民にとっての大切な財産として、市内の歴史文化遺産を次代に継承する取組を推進します。

取組内容	〔①歴史文化遺産の保全・継承〕 ● 地域などと連携し、各地域に点在する歴史文化遺産の把握を行い、適正な保存方法の検討、実施に取り組みます。 ● 歴史文化遺産の保全、継承を行う人材の育成を行います。 ● 歴史文化遺産に関する展示や学習イベントなどを実施し、市民が加東市の歴史文化遺産について学ぶ機会を提供します。 ● 加古川流域滝野歴史民俗資料館や三草藩武家屋敷など、市の歴史や文化が学べる施設の保安全管理を行うとともに、来場者数の拡大に取り組みます。 ● 市の歴史文化遺産について、ガイドマップや各種メディアを活用し、市内外への情報発信を行います。
------	---

市民・事業者に推奨する取組

【市民】

- 里山や山林、水辺で行われる環境関連イベントに積極的に参加します。
- 身の回りの里山や山林、水辺に関心を持ち、自然観察や環境保全活動に取り組みます。
- 廃食油の適正処分や生活排水の再利用など、水資源の有効活用を行い水辺環境にやさしい生活を始めます。
- 特定外来種の種類や影響について学び、適正に取り扱います。
- 所有地の草刈りなど、適正管理を行います。
- 市内の文化遺産や資料館などを訪れ、歴史や文化について学びます。

【事業者】

- 事業活動においては山林や水辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、持続可能な開発、発展を行います。
- 地球温暖化対策や生物多様性の向上のため、「環境保全型農業」に取り組みます。
- 市や地域の自然環境保全活動への参加、植林などの社会貢献活動に取り組みます。

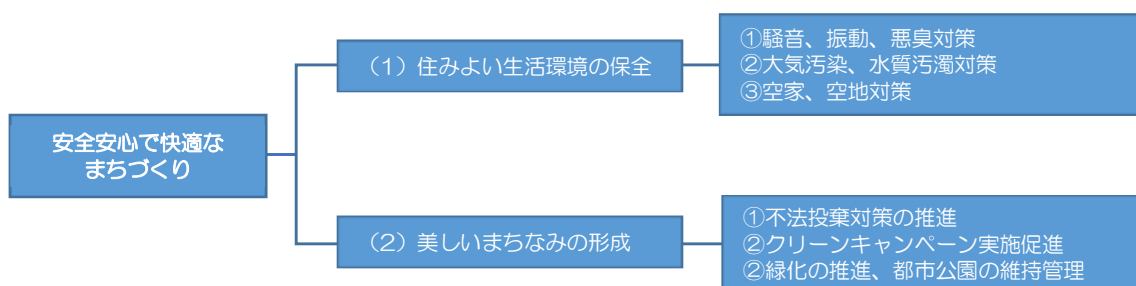
実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
森林パトロール実施回数	森林管理巡視員による森林パトロール年間実施回数	98 回 (令和元年度)	104 回
人・農地プラン策定数	人・農地プランの累計策定件数	40 件 (令和元年度)	77 件
多面的機能支払交付金活用組織数	多面的機能支払交付金の年間活用組織数	76 件 (令和元年度)	79 件
有害鳥獣侵入防護柵施工延長	有害鳥獣侵入防護柵設置の累計施工延長	103,617m (令和元年度)	120,000m
歴史・文化に関する情報発信回数	市の歴史文化遺産に関する年間情報発信回数	87 回 (令和元年度)	93 回

4 生活環境分野

基本方針 安全安心で快適なまちづくり

●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



市の取組

(1) 住みよい生活環境の保全

騒音、振動、悪臭などによる生活環境侵害や、大気汚染、水質汚濁の防止に取り組み、空家、空地の発生防止や適正な管理を推進することで、安全安心で住みよい生活環境を維持します。

取組内容	〔①騒音、振動、悪臭対策〕 ● 騒音、振動、悪臭を伴う事業活動については、周囲の生活環境を侵害しないよう、法令に基づいた対策指導を県などと連携して行います。 ● 市内主要道路における騒音調査を行うとともに、市道の更新にあたっては、騒音防止材の使用など、交通による振動、騒音の発生防止に努めます。
	〔②大気汚染、水質汚濁対策〕 ● 大気汚染物質の排出を伴う事業活動については、法令に基づいた対策指導を県などと連携して行います。 ● PM2.5や光化学スモッグなどによる大気汚染が発生した場合は、市民、事業者への注意喚起を行います。 ● 警察と連携し野外焼却の取り締まりを行うとともに、農業によるやむを得ないものなど、野外焼却禁止の例外についても、周囲の生活環境を侵害しないよう、指導啓発を行います。 ● 建造物解体時などのアスベスト飛散防止対策について県と連携して指導啓発を行います。 ● 県などと連携し事業所などからの適正排水についての啓発、指導を行います。 ● 下水道整備を推進するとともに、下水道未接続世帯への接続促進を行

	います。 ● 下水道処理区域外については合併浄化槽の整備促進を図ります。
	〔③空家、空地対策〕 ● 「加東市空家等情報登録制度」（空家バンク）の実施促進により、市内の空家情報の収集、空家を利用した定住移住促進、地域活性化を推進します。 ● 空家の改修工事のための費用補助を行い、空家の有効利用を促進します。 ● 著しく景観を損なったり、周囲に危険を及ぼしたりする恐れのある「特定空家等」の発生防止、解消に向けて、所有者の特定、指導を行います。 ● 空地の適正管理についての指導啓発を行います。

（２）美しいまちなみの形成

不法投棄対策の推進、クリーンキャンペーンの実施促進を図り、市内の緑化や都市公園の適正管理を行うことで、清潔で住みやすく、美しい生活環境を形成します。

取組内容	〔①不法投棄対策の推進〕 ● 不法投棄多発箇所への注意看板などの設置を保健衛生推進協議会と連携して行います。 ● 不法投棄多発箇所の定期的なパトロールを行います。 ● 地域や保健衛生推進協議会、警察などと連携して不法投棄物の処理、投棄者への指導を行います。 ● 土地や家屋の適正管理など、不法投棄防止のための啓発、指導を行います。 ● 不法投棄の未然防止のため、地域の草刈りや美化などの指導啓発を行います。 ● 保健衛生推進協議会での不法投棄マップの配布を行い、不法投棄多発箇所の把握を推進し、早期発見に繋がります。
	〔②クリーンキャンペーン実施促進〕 ● クリーンキャンペーン実施による市民の自主的な地域美化を推奨し、クリーンキャンペーンで回収された廃棄物の処理を行います。
	〔③緑化の推進、都市公園の維持管理〕 ● 花苗や必要物資の提供、活動費用補助を通して、地域の緑化活動のサポートを行います。 ● 都市計画法や工場立地法など法令に沿った緑化について指導を行います。 ● 県などの緑化補助制度の情報収集、広報を行います。 ● グリーンカーテンなどの緑化の取組を市民団体などと協働して行います。 ● 公共施設の緑化を推進します。 ● 都市公園の適正配置を行い、施設の修繕、長寿命化など、適切な維持管理を行います。

市民・事業者に推奨する取組

【市民】

- 日常生活において騒音、振動、悪臭を発生させないよう、生活マナーを守ります。
- 違法な野外焼却は行いません。
- 空家、空地等を所有する場合は、適切な維持管理を行います。
- ポイ捨てをせず、ごみの適正排出を行います。
- クリーンキャンペーンに積極的に参加します。
- ごみ拾いなどの美化活動を行い、地域の環境美化に努めます。
- 自宅へのグリーンカーテンの設置や、庭先を花や緑で飾るなど、美しい景観づくりに努めます。
- 地域の緑化活動に積極的に参加します。

【事業者】

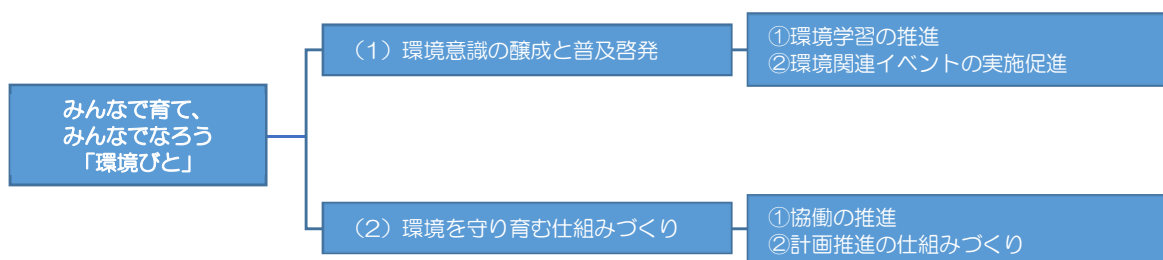
- 事業活動による騒音、振動、悪臭防止や大気汚染、水質汚濁の対策にあたっては法令を順守するとともに、法令に抵触しない範囲であっても、周囲の生活環境を侵すことのないように最大限に努力します。
- 低公害機器の導入を推進します。
- 事業所の敷地内の緑化を進めます。
- 地域の環境美化活動や緑化活動に積極的に参加します。

実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
騒音、振動、悪臭に関する苦情件数	騒音、振動、悪臭に関する年間苦情件数	10件 (令和元年度)	8件
管理不全空家等の件数	危険性の高い空家、工作物などの累計件数	40件 (令和元年度)	年10件削減
不法投棄防止地区指定数	不法投棄防止地区の指定地区数	89地区 (令和元年度)	96地区
クリーンキャンペーン実施回数	クリーンキャンペーンの年間実施回数	182回 (令和元年度)	200回
花苗配布数	地区等への年間花苗配布数	37,800本 (令和元年度)	37,800本

基本方針 みんなで育て、みんなでなろう「環境びと」

●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



市の取組

(1) 環境意識の醸成と普及啓発

様々な環境問題を解決するためには、市民一人ひとりの環境意識の醸成が必要です。環境学習の推進や環境学習イベントの実施促進をととして、加東市や地球の環境のために考え、行動する「環境びと」を増やし、育てます。

取組内容	〔①環境学習の推進〕 ● 初等教育におけるSDGsの観点を含めた環境学習や自然観察などの環境関連活動を充実させ、生涯にわたる環境意識の向上につなげます。 ● 子どもたちの環境学習機会創出のため、かとう自然学校や「触れる地球」環境シンポジウムなどの環境学習イベントを実施します。 ● 環境やごみに関する出前講座を実施し、幅広い世代への環境学習の機会を提供します。 ● 加東エコ隊などの市民団体や地球温暖化防止活動推進員、保健衛生推進協議会、兵庫教育大学など、様々な主体と連携、協働を図りながら環境学習を推進します。 ● 広報紙やイベントでの配布チラシ、SNSやホームページ、ケーブルテレビなど、あらゆるメディアを利用して環境学習の推進を行います。
	〔②環境関連イベントの実施促進〕 ● 市主催の環境関連イベントの開催を推進します。 ● 市民団体や地域、事業者などによる環境学習会や環境保全活動の実施をサポートします。 ● 市民団体などと連携し、「不用品譲渡・交換会」や「環境さんぽ」など、だれもが楽しみながら取り組める新たな環境関連イベントを計画、実施します。 ● 活動波及のため、市内で実施される環境関連イベントについて市内外に広く広報します。

(2) 環境を守り育む仕組みづくり

環境問題を解決し、良好な環境を維持するためには、市民、地域、事業者、学校、市など、様々な主体の参加、協働が不可欠です。本計画では、市民、事業者、市のパートナーシップを基本に、市内外の多種多様な主体の参画を目指し、加東市をはじめ、日本、世界の環境の維持、向上を図ります。

取組内容	〔①協働の推進〕 ● 地域における環境学習や環境関連活動の中心となる「地域環境推進員」を各地区に配置し、市と地域の連携を強化します。 ● かとう環境パートナーシップ協定の締結事業者を増やし、様々な業種の事業者とともに環境施策を推進します。
	〔②計画推進の仕組みづくり〕 ● 加東エコ隊と協働で「環境まちづくり会議」を開催し、学識経験者、各種団体、市民、事業者など様々な主体と協働で本計画を推進します。 ● かとう環境パートナーシップ協定の締結事業者やその他の事業者、加東エコ隊などで構成される「かとう環境パートナーシップ倶楽部」を必要に応じて開催し、情報交換やイベント開催に向けた会議などを行います。 ● 計画の推進状況をまとめ、環境審議会、ホームページなどで公開します。

市民・事業者に推奨する取組

〔市民〕

- 市や地域などが実施する環境関連イベントに積極的に参加します。
- 家庭内で環境問題などについて話し合い、家族で周辺の自然観察や環境保全活動に取り組みます。
- 環境まちづくり会議に参加します。

〔事業者〕

- 自社の環境に関する取組を広報し、市民や市に情報提供します。
- かとう環境パートナーシップ協定の締結やかとう環境パートナーシップ倶楽部への参加を検討します。
- 環境まちづくり会議に参加し、計画推進に協力します。

実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
環境関連イベント 実施回数	環境学習会や自然観察会などの環 境関連イベントの年間開催回数	7 回 (令和元年度)	10 回
環境関連情報発信回数	環境関連イベントや取組などに関 する年間情報発信回数	27 回 (令和元年度)	35 回
市内教育施設での環境出 前講座実施回数	市内認定こども園や小中学校など での環境に関する出前講座の年間 実施回数	3 回 (令和元年度)	5 回
環境まちづくり会議 実施回数	環境まちづくり会議の年間実施回 数	—	4 回

環境出前講座

加東市環境基本計画及び行動方針（第1次計画）において、施策の方向の一つとして、「環境学習の推進」を掲げており、人格形成の基礎が培われる幼児期に環境問題についての意識付けを行うため、市職員が市内認定こども園等で環境に関する出前講座を実施しています。

2019（R1）年度には加東みらいこども園 60 人、米田こども園 21 人、正覚坊こども園 43 人の園児に、紙芝居や参加型のごみ分別・〇×クイズを盛り込んだ出前講座を実施しました。